

○国立大学法人埼玉大学教育機構キャリアセンター規程

〔令和4年3月17日〕
規則第33号

改正 令和4.3.28 3規則70 令和5.7.27 5規則20

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構キャリアセンター（以下「キャリアセンター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 キャリアセンターは、本学における学生のキャリア形成及び就職活動を総合的に支援するための全学組織として、企業、自治体等地域社会との連携を推進し、学生の主体的なキャリア形成の醸成を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 キャリアセンターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育に関する企画及びその実施に関すること。
- (2) インターンシップに関する企画及びその実施に関すること。
- (3) 就職支援に関する企画及びその実施に関すること。
- (4) 学生のキャリア形成及び就職支援に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他キャリアセンターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 キャリアセンターは、次の教職員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員
- (4) スーパーバイザー
- (5) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、基盤教育研究センター専任教員のうちから、学長が委嘱する。

2 センター長は、キャリアセンターの業務を統括する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第 6 条 副センター長は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第 6 条第 1 項に規定する事務職員の副機構長をもって充てる。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

(兼任教員)

第 7 条 兼任教員は、各学部副学部長をもって充てる。

(スーパーバイザー)

第 8 条 スーパーバイザーは、第 3 条第 1 号から第 3 号及び第 5 号に規定する業務を総括し、指揮する。

(キャリアセンター会議)

第 9 条 キャリアセンターに、キャリアセンターの運営及び業務の遂行に関する事項を審議するため、キャリアセンター会議を置く。

(審議事項)

第 10 条 キャリアセンター会議は、第 3 条に掲げる事項について審議する。

(構成)

第 11 条 キャリアセンター会議は、第 4 条に掲げる委員をもって組織する。

(会議)

第 12 条 キャリアセンター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、キャリアセンター会議を招集し、これを主宰する。

3 キャリアセンター会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 13 条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第 14 条 キャリアセンターの事務は、教育企画課の協力を得て学生支援課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 国立大学法人埼玉大学教育機構統合キャリアセンター S U 規程(平成 27 年規則

第 71 号) は、廃止する。

附 則 (令和 4 . 3.28 3 規則 70)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 . 7.27 5 規則 20)

この規程は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。